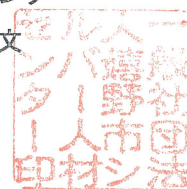


発注者各位

令和8年2月6日

(一社) 嬉野市シルバー人材センター

理事長 嬉野 奉文



契約形態の変更について（依頼）

厳冬の候、発注者の皆様は益々ご健勝のこととご推察致します。

さて、この度フリーランス新法が令和6年11月1日に施行され、シルバー人材センターの契約形態が下記の通り変更されました。

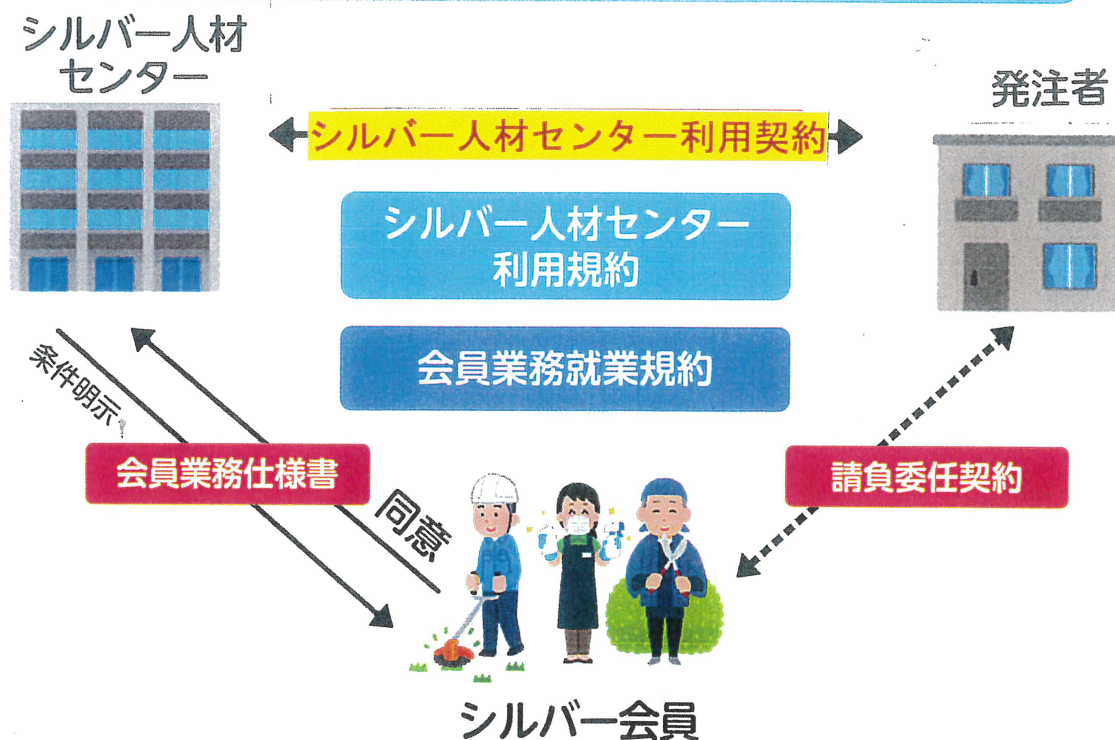
当センターも令和8年4月1日から契約できた全業種を新契約方式に変更することとしています。シルバーを利用する業務の流れは、現在の方式と同じです。新契約方式についてもご理解を賜り変わらぬシルバーのご利用をお願い申し上げます。

記

略称フリーランス新法が令和6年11月1日に施行されました。この法律の趣旨を踏まえ、令和7年4月からセンターの会員に業務委託する契約については、契約形態が変わりました。会員は「センターから仕事を請負う」という形から、「センターの斡旋により発注者から仕事を請負う」という契約形態になりました。

発注者、センター、会員の三者間での契約となります。

これは、会員がセンターから送られる「会員業務仕様書」に同意（署名不要）することで成立します。



- ・センターは仕事そのものを受託するのではなく、「仕事と会員のマッチング」及び「発注者と会員の契約行為が円滑に履行されるようサポートすること」など総合調整的な役割を担うこと。
- ・センターは業務内容や就業条件等に適合する会員を選定するとともに、当該会員に対して具体的な就業条件を「会員業務仕様書」として提示し、会員が当該仕様書の内容に同意（署名不要）することで、発注者と会員との間で契約が成立
- ・各契約上で共通的な事項については「規約」（SC利用規約及び会員業務就業規約）としてまとめて約款の扱いとしHPに掲載し公開。発注者は両規約に同意していることを前提にセンターと契約を締結